

○加賀市立視聴覚ライブラリー条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 99 号

(設置)

第 1 条 市内の学校教育及び社会教育における視聴覚教育の振興を図るため、視聴覚ライブラリーを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 視聴覚ライブラリーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 加賀市立視聴覚ライブラリー

位置 加賀市大聖寺地方町 1 の 10 番地 4

(事業)

第 3 条 加賀市立視聴覚ライブラリー(以下「視聴覚ライブラリー」という。)は、次の事業を行う。

- (1) 学校教育及び社会教育における視聴覚的方法の研究
- (2) 視聴覚資料及び機材の充実整備及び貸出し
- (3) 教材目録、使用の手引等の発行
- (4) 視聴覚教育に関する講座及び講習会の開催
- (5) 鑑賞会、映画会、資料展示会等の主催及び奨励
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的達成に必要と認められる事業

(開館時間、休館日及び使用の制限)

第 4 条 視聴覚ライブラリーの開館時間、休館日及び使用の制限については、加賀市立図書館条例(平成 17 年加賀市条例第 98 号)第 3 条第 1 項第 1 号、第 4 条第 1 項第 1 号及び第 6 条の規定を準用する。この場合において、第 3 条及び第 4 条中「加賀市立中央図書館」とあるのは「視聴覚ライブラリー」と、第 6 条中「図書館」とあるのは「視聴覚ライブラリー」と読み替えるものとする。

(資料等の使用及び貸出し)

第 5 条 視聴覚ライブラリーが保管する資料及び機材(以下「資料等」という。)の使用及び貸出しは、すべて無料とする。

2 資料等の貸出しを受けることができる者は、その事務所の所在又は活動の場が市内である団体及び加賀市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に認めるものとする。

(ホールの使用)

第 6 条 視聴覚ホール(以下「ホール」という。)を使用できる者は、市内において学校教育又は社会教育活動を行っている者とする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、その他の者にも使用させることができる。

(使用の許可)

第7条 ホールを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の際、教育委員会は、必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、ホールの使用を許可しない。

(1) その使用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) その使用が施設、設備、器具等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その使用が営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(使用の取消し等)

第9条 教育委員会は、第7条第1項の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可に付した条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請によって使用の許可を受けたとき。

(2) 使用許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

2 教育委員会は、使用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(目的外使用及び使用権譲渡の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外にホールを使用し、又はその権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備の設置等)

第11条 ホールの使用に当たり、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用料)

第12条 ホールの使用料は、無料とする。ただし、第6条ただし書の規定によりホールを使用する者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 14 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第 15 条 使用者は、ホールの使用を終えたとき、又は第 9 条第 1 項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を停止させられたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第 16 条 資料等の貸出しを受けた者及び使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設、附属設備、器具等、資料等を損傷し、又は滅失したときは、現品又は相当金額をもって損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、使用料に関しては規則で、管理運営に関しては教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の加賀市立視聴覚ライブラリー条例(平成 3 年加賀市条例第 26 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成 26 年 3 月 25 日条例第 16 号)

この条例は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

別表(第 12 条関係)

使用料

区 分	単 位	金 額
視聴覚ホール	1 時間	390 円

備考

1 使用時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間に切り上げて使用料を計算する。

2 附属設備使用料は、別に定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加賀市立視聴覚ライブラリー条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前に係

る使用料については、なお従前の例による。